

**申し込み時の  
必要事項**

- ① 行事名(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢  
 ⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)  
 ⑦ 返信先(往復はがきの場合) ※申し込みは1人(1組)1通です

**福祉事業用の保留地を分譲**

募集要項をご覧ください。

【**詳細**】区画整理課(中央区北1西1明治安田生命札幌北一条西ビル)で配布中の申込書を2月24日(木)～3月4日(金)に持参。選考あり。

【**詳細**】開発事業部調整担当(21) 2721、HP

**調理師の就業届**

調理師は2年ごとの届け出が義務付けられています。該当する方は、12月31日(金)現在の状況を届け出てください。

【**詳細**】食の安全推進課(622) 5170

**防災管理教育担当者講習**

【**詳細**】1月14日(金)午前9時～午後5時。

【**詳細**】所市民防災センター。防火管理教育担当者の資格を持ち、防災管理の受託業務を行う法人などで、同業務の教育担当者になる方。

【**詳細**】¥7千500円。テキスト代別途。12月1日(水)から防災協会(白石区南郷通6北市民防災センター内)、消防署で配布する申込書を12月24日(金)必着までに持参、送付。

【**詳細**】防災協会(861) 1221

**医師・歯科医師・薬剤師免許をお持ちの方は届け出を**

12月31日(金)現在の氏名住所などの現況を1月17日(月)までに届け出てください。

【**詳細**】健康企画課(622) 5151、HP

**雇用実態の調査にご協力を**

市内の企業・労働者に、2月中旬までに随時アンケート調査を実施します。

【**詳細**】市コールセンター(222) 4894

**工業統計調査にご協力を**

12月中旬から知事任命の調査員が調査票を配布し、後日回収のため再訪問します。

【**詳細**】区役所(1ヶ)の地域振興課、HP

**健康・福祉サービス事業所  
合同説明会**

【**詳細**】40事業所参加予定。履歴書不要。

【**詳細**】12月22日(水)午後1時～4時。後楽園ホテル(中央区大通西8)。

【**詳細**】市コールセンター(222) 4894、HP

**再就職支援無料セミナー**

【**詳細**】個別カウンセリングから職業紹介までの一貫した支援。12月21日(火)午前9時30分～午後3時30分。

【**詳細**】所サンプルザ(北区北24西5)。

【**詳細**】市コールセンター(222) 4894

**就職活動ワンポイント  
セミナー**

【**詳細**】履歴書、職歴書の書き方など。1月6日(木)午後1時30分～3時30分。

【**詳細**】所サンプルザ(北区北24西5)。

【**詳細**】市コールセンター(222) 4894

**コールセンター就職セミナー**

【**詳細**】内業務説明や個別相談。12月17日(金)午後6時～8時30分。

【**詳細**】所定アステイ45(中央区北4西5)。200人。12月13日(月)からCC。先着

税金

**市税滞納整理強化週間**

夜間・休日の電話や訪問による納税催告を強化します。期間中は夜間・休日の納税相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

【**詳細**】市税事務所(下表)の納税課

【**詳細**】12月13日(月)～17日(金)午後8時まで。18日(土)、19日(日)午前9時～午後4時。

**住宅用地・被災住宅用地の申告**

住宅用地は、所有者の申告に基づき認定される住宅の敷地で、課税標準の特例として税負担が軽減されます。平成23年1月1日(祝)現在、土地を所有する方で、22年12月31日(金)までに住宅の新築、建て替え、取り壊しなどを行った場合は申告してください。

また、21年1月2日以降に火災などの災害により住宅が滅失、損壊した場合、一定の要件を満たすと、申告に基づき災害の発生後2年度分に限

り、被災前と同じく住宅用地と認定し税負担を軽減する制度があります。申告期限はいずれも1月31日(月)です。

**定資産税課**

区	市税事務所・所在地	電話番号	
		納税課	固定資産税課
中央区	中央(中央区北2東4サッポロファクトリー2条館)	211-3913	211-3917
北・東区	北部(中央区北4西5アステイ45)	207-3913	207-3917
白石・厚別区	東部(厚別区大谷地東2交通局庁舎)	802-3913	802-3917
豊平・清田・南区	南部(豊平区平岸5の8イースト平岸)	824-3913	824-3917
西・手稲区	西部(西区琴似3の1コトニ3・1ビル)	618-3913	618-3917

**相続・贈与を受けた年金型  
保険金の所得税を還付**

遺族が、相続や贈与などにより年金として受給する保険金のうち、相続税や贈与税の課税対象となった部分には、年金受給時に所得税を課税しないことになりました。

平成17年～21年分の各年分の所得税を納め過ぎになっている方は、更正の請求や確定申告などの手続きによって、所得税が還付となる場合があります。

17年分は、早い方で22年12月末が還付期限となりますので、お早めに手続きしてください。

【**詳細**】各税務署、HP